

横浜国立大学食堂委託事業者 募集要項

1 目的

国立大学法人横浜国立大学では、キャンパス内における学生及び教職員等の福利厚生の一環として「食のサービス」について、安心・安全で、健康面に配慮し、食事内容・価格面において利用者の満足が得られる食堂の運営が最適と思われる委託業者を誘致することにより、学生及び教職員等の福利厚生を充実させることを目的とする。

2 応募資格

食堂運営に実績があり、長期間にわたり安定した食堂の運営が可能な業者であること。

3 施設の概要等（別図 1， 2 参照）

- 1) 場所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1
- 2) 建物 大学会館 3 階
- 3) 食堂ホール部分の面積 254 m²
- 4) 席数 82 席
- 5) 厨房・倉庫部分等の面積 123 m²

4 営業開始日（予定）

平成 23 年 4 月 7 日

5 契約期間等

契約は 3 年とします。ただし双方に特別の問題が生じない限り契約満了日の翌日から向こう 1 年間の契約を更新したものとみなし、その後も同様とします。

6 営業期間（予定）

- 1) 学年暦(別紙 1)に基づき授業の行われる日は、食堂として昼食時間帯(11 時から 14 時)及び夕食時間帯(17 時から 20 時 00 分)の営業は行うこととします。
- 2) 定休期間は土・日・祝・年末・年始(12 月 29 日～1 月 3 日)及びその他大学の行事に基づく休業(入試等)とします。

7 営業形態・方法

直営又はフランチャイズ店舗を基本とし、大学内の福利厚生施設として相応しい営業に配慮することとします。

8 営業状況の報告

事業者は、毎月翌月の 10 日までに売上げもしくは営業収支を報告することとします。

9 賠償責任

施設運営に起因する事故に関し本学及び第三者への賠償に速やかに対応することとします。

10 サービス水準の確保

事業者は、大学内における営業であることを勘案し、学生及び教職員等に対するサービスの向上

に努めることとします。

11 その他

本募集要項に定めのない事項については、本学と協議のうえ決定することとします。

12 経費負担（予定）

1) 大学負担分

- ・ 基本厨房機器・器具，付帯設備の設置（詳細は別紙2を参照下さい。）
 - ・ 椅子，テーブル等の食堂ホール家具の設置
 - ・ 定期清掃（食堂ホール部分）
- ※ 営業補償費等の経費援助は行いません。

2) 業者負担分

- ・ 食堂ホール部分を除く光熱水費
 - ・ 基本厨房機器・器具の修繕費
 - ・ 食器等の消耗品
 - ・ 厨房・食堂ホール関係消耗品
 - ・ 原材料費
 - ・ 人件費，保健衛生費等，営業に関する経費
- ※ 施設貸与に関する賃借料は不要です。
ただし，公租公課が発生した場合は相当額を負担していただきます。

13 企画提案書の内容

1) 企画提案

- ① 学生及び教職員等へのサービスの向上への配慮
 - ・ 教職員等へ低廉で満足できるメニューの構成・価格
- ② 環境への配慮及び衛生管理の取組み
 - ・ 洗剤等の使用における環境配慮
 - ・ 廃棄物の削減及び生ごみの処理
 - ・ 適切な清掃
- ③ 安定的・継続的な店舗運営
 - ・ 調理師を含む従業員の配置，雇用，営業時間
 - ・ 従業員の教育・研修
 - ・ 健全な収支計画
 - ・ 安全管理・衛生管理
 - ・ 苦情・要望に対する対応
 - ・ 災害等緊急時の対応

2) 経営状況など

- ① 会社概要（設立年，本社，資本金，売上高，店舗数，貸借対照表，損益計算書の写（過去3年間）等）
- ② 事業費，事業収支計画
- ③ 資金調達方法
- ④ 大学等への出店実績
- ⑤ その他参考資料（フランチャイズ®の場合は契約形態に関する資料等）

14 提出

1) 期限

平成 23 年 1 月 26 日(水)17:00

2) 提出先

〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1
横浜国立大学総務部人事・労務課（担当：職員・共済係）
電話 045-339-3069

3) 提出方法

必要部数を郵送等により提出してください。

4) 部数

20 部

15 質問の受付

質問は原則として書面（様式は任意）により 1 月 19 日(水)までに、下記問い合わせ先までメール又は FAX にて送付すること。本学で質問をとりまとめ全提案予定者に 1 月 21 日(金)までに回答します。

16 審査及び事業者選定の流れ

1) 最優秀及び優秀提案の選定

本学において本募集要項に基づき提案された内容等を総合的に審査し、最も最適とされる最優秀提案を 1 件及び順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。

選定過程において必要に応じてプレゼンテーションを依頼することがあります。

2) 審査結果の通知及び失格

審査結果は、文書で通知するものとし、電話などでの問い合わせには応じません。

また、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

3) 詳細協議

最優秀提案を提出した者は、優先交渉権者となり、本学との間で契約を締結するまでの諸条件について、詳細協議を進めるものとします。

なお、優秀提案をした者を次選交渉権者とします。

4) 事業者の選定

本学は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には、業務委託契約書を取り交わすものとします。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことがあります。

17 事業者選定結果の通知

平成 23 年 2 月 10 日以降に通知します。

18 お問い合わせ先

担当窓口：横浜国立大学総務部人事・労務課職員・共済係

住 所：〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1

電 話：045-339-3069

FAX：045-339-3029

e-mail：jinji.shokuin@ynu.ac.jp